

多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業に係る登録事業者募集要領

第1 趣旨

この要領は、多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施要綱第5条に規定する事業者の登録手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業内容

多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施要綱に基づき実施するものとする。

1 支給対象者

市内に住所を有する常時失禁状態にある65歳以上の在宅要介護者と同居し、無償で介護する者（事実上同居に近い形で在宅要介護者を介護する者を含む。）とする。ただし、介護者が2人以上いる場合にあっては、主たる介護者1人のみを支給対象者とする。

2 支給対象種目

- (1) 紙おむつ（パンツ型）
- (2) 紙おむつ（テープ型）
- (3) 尿取りパッド
- (4) 使い捨て手袋

3 支給上限額

一月当たり税込3,500円、年間42,000円とする。

4 実施方法

- (1) 事業者は、多賀城市在宅要介護者紙おむつ等受給券（以下「受給券」という。）に記載の有効期間内であることを確認のうえ、紙おむつ等と引き換えること。その際、支給上限額を超える場合は、差額を対象者に請求すること。
- (2) 使用された受給券に店舗名及び使用した日付、支給上限額に満たない場合は紙おむつ等の額を記入すること。
- (3) 引き換えた紙おむつ等の詳細がわかるもの及び使用された受給券は、翌月の請求時期まで事業者において保管すること。

第3 登録の要件

登録しようとする事業者は、次の1・2のいずれか一方及び3に該当するものとする。

- 1 多賀城市物品・委託入札参加資格者名簿に登録がある者
- 2 1の名簿に登録がないが、下記のすべてに該当する者

- (1) 多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）第2条に定める事項に該当しないこと。
 - (2) 法人税（個人事業者にあつては所得税）及び消費税若しくは地方消費税の未納がないこと。
 - (3) 多賀城市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。多賀城市に納税義務及び支払い義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - (4) 多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- 3 第2の2に定める紙おむつ等の販売を行っていること

第4 登録の申請

登録事業者として登録しようとする者は、多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業事業者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、第3の1に該当する事業者については1～4の書類の添付を省略することができる。

- 1 登記事項証明書
- 2 印鑑証明書
- 3 国税の納税証明書
- 4 市民税の納税証明書

第5 登録決定通知書

第4の登録申請の審査の結果、事業者の登録を認めるときは、多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業事業者登録決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った事業者に通知するものとする。

第6 実績報告及び費用の請求

使用された受給券については、1ヶ月分をとりまとめ、下記の書類とともに、当該受給券が使用された日の属する月の翌月10日までに市へ提出し、引き換えた紙おむつ等の費用を請求することとする。

- 1 多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実績報告書（様式第8号）
- 2 引き換えた紙おむつ等の詳細がわかるもの
- 3 市指定の請求書

第7 登録内容の変更及び廃止

第5の規定により登録決定された内容に変更がある場合又は登録事業者と

しての登録をやめるときは、多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業事業者登録変更（廃止）届出書（様式第3号）により届け出るものとする。

第8 その他

登録の申請に係る費用は申請者の負担とする。また、申請に係る書類については返却しない。